

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II-2. 公益財団法人千葉市文化振興財団及び文化振興課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>2. 業務委託または指定管理業務について 各資産の契約形態について【文化振興財団／文化振興課】（報告書 P67）</p> <p>文化振興財団は施設の管理運営に必要な情報システムについて、リース会社との「賃貸借契約書」により調達している。</p> <p>しかし、上記物件のうち、特に施設の情報システムについては各施設の独自の仕様を反映した物件であると推測され、施設の管理運営上、12か月での契約満了をもって安易に返還できる性質の物件ではないと考えられる。文化振興財団は、これらの情報システムを会計上ファイナンス・リースとして処理しているが、これは経済的実態を優先させているものと考えられる。</p> <p>リース会社との書面上の契約形態は実態に整合しているとは言い難いため、契約形態の変更を含めた見直しを実施されたい。</p>	<p>各資産の契約形態については、契約期間を単年度からリース期間に変更する等の変更を行った。</p>